

川崎市防犯灯包括管理業務委託
要求水準書

令和 8 年 4 月

川 崎 市

川崎市防犯灯包括管理業務委託要求水準書

目次

第1 総則

1	要求水準書の位置付け	1
2	本事業の基本方針	1
3	留意事項	2
4	適用基準等	2
5	要求水準の変更	4
6	第三者の使用	4
7	本事業のスケジュール	4
8	事業関連資料等の取扱い	4

第2 業務要求水準

1	業務の基本方針	5
2	基本事項	5
3	業務範囲	8
4	各業務内容における要求水準	8
5	モニタリング	19

第3 防犯灯設備等要求水準

1	LED 防犯灯の性能等	21
2	その他	21

第1 総則

1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、川崎市（以下「本市」という。）が、川崎市防犯灯包括管理業務委託（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集・選定にあたり、応募者を対象に交付する「川崎市防犯灯包括管理業務委託募集要領」と一体のものとして、本事業の業務遂行について、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

プロポーザル参加者は本要求水準書の内容を十分に確認し、事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えたうえで審査基準書の評価等を考慮し提案を行うこと。

2 本事業の基本方針

本事業を実施するに当たって、以下の基本方針を踏まえること。

（1）安定性を確保した事業計画と持続可能な運営体制の構築

事業期間中の安定したサービスの提供を確保するため、収支計画、資金調達等において、確実な事業実施が可能となる計画とし、想定されるリスクについては、あらかじめ十分な検討を行ったうえで、事業を実施することとする。また、通常の間い合わせ等への窓口対応に加え、緊急時にも迅速かつ適切に対応できる体制を構築することとする。

（2）経済的かつ円滑、確実な灯具更新と維持管理の実施

灯具更新費用及び維持管理費用については、良好で適切な性能を維持しながら、その縮減が十分図れるよう留意することとする。また、防犯灯設備の長寿命化、維持管理の容易性、エネルギーコスト削減のほか、ライフサイクルコストの縮減に配慮した設計、維持管理を行うこととする。

（3）環境負荷の低減に向けた配慮

二酸化炭素排出量及び電力量の削減に貢献するよう、施工段階から維持管理期間まで環境保全に留意することとする。また、周辺地域環境に対する影響を十分検討したうえで、必要な措置を講じるものとする。

（4）市内中小企業の積極的な活用

本市が定める川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づき、地域に精通していることによる迅速な対応など、市内事業者ならではの強みを活かすとともに、地域経済の活性化に寄与することなどから、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢とする。

3 留意事項

本事業の遂行にあたっては、以下の事項に留意する。

(1) 整備計画の妥当性（確実な事業実施体制の構築）

- ア 本事業の目的、基本方針を踏まえ、事業計画を作成することとする。
- イ 事業収支計画や資金計画を立てるにあたっては、事業を確実に遂行できる安定性の高い計画とすることとする。また、設計・施工の費用、維持管理の費用、エネルギー費用をあわせたライフサイクルコストの抑制を考慮するものとする。
- ウ 長期にわたって効率的、効果的かつ安定的に事業を遂行できるよう各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業による確実な実施体制を構築するものとする。
- エ 事業実施にあたって、妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画する。

(2) リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保

- ア 事業契約書に定める内容に従い、予想されるリスクを適切に把握し、対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、事業者が有するリスクを適切に配分することで、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じることとする。
- イ 事業期間にわたり、確実に事業の継続性を確保する仕組みや体制を構築することとする。

(3) 環境負荷の低減

- ア 事業期間全体を通して、環境負荷の低減に十分配慮する。
- イ 使用する機器の選定において、環境負荷を低減するための工夫を行う。具体的に配慮すべき事項は、要求水準の「2 本事業の基本方針」に列記する。

4 適用基準等

本事業の遂行に際しては、各業務の提案内容に応じて、関連する以下の法令、条例、規則、要綱を遵守するとともに、各種基準、指針等について、本事業の要求仕様と照らし適宜参考にすること。

なお、以下に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等を遵守するとともに、適用法令及び適用基準等は、各業務着手時の最新版を使用する。

(1) 法令等

- ア 建築基準法
- イ 労働安全衛生法
- ウ 労働基準法
- エ 電気事業法
- オ 騒音規制法
- カ 振動規制法
- キ 建設業法
- ク 建築物における衛生環境の確保に関する法律

- ケ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- コ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- サ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- シ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ス 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- セ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ソ 電気用品安全法
- タ 電気工事士法
- チ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ツ 労働者災害補償保険法
- テ 道路交通法
- ト その他、本事業の遂行に関連する法令・施工令・施行規則等

(2) 条例等

- ア 川崎市建築基準条例
- イ 川崎市環境基本条例
- ウ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
- エ 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
- オ 令和7年度川崎市グリーン購入推進方針
- カ 平成27年3月12日通達の「本市発注工事における社会保険等未加入対策の実施について」(別添)
- キ その他関連条例等

(3) 参考基準・指針等

- ア 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- イ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ウ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- エ 建築設備設計基準
- オ 建築設備耐震設計・施工指針
- カ 建築工事監理指針
- キ 建築工事安全施工技術指針
- ク 電気設備工事監理指針
- ケ 建築工事設計図書作成基準
- コ 建築設備工事設計図書作成基準
- サ 建築保全業務共通仕様書
- シ 内線規程(社団法人日本電気協会)
- ス その他本事業の実施に係る基準等

5 要求水準の変更

市は、次の事由により要求水準を変更する場合があります。

- (1) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- (2) 地震、風水害、疫病、感染症の流行その他の災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- (3) 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- (4) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

6 第三者の使用

事業者は、設計、施工、工事監理及び維持管理の各業務を行うにあたって、構成員及び協力企業以外の第三者を使用する場合、事前に本市に届け、その承諾を得ることとする。

7 本事業のスケジュール（予定）※変動する可能性あり。

事業者選定	令和8年7月
防犯灯管理計画書作成期間	令和8年8月から9月末まで
契約締結日	令和8年10月
防犯灯管理システム構築期間	令和8年10月から令和9年3月末まで
灯具更新期間	令和9年4月から令和12年3月末まで
維持管理期間	令和9年4月から令和19年3月末まで
事業終了	令和19年3月末

8 事業関連資料等の取扱い

- (1) 本市が提供する防犯灯及び専用柱の図面、電気料金請求書、灯具移管に伴うその他関係資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし取扱いに注意すること。
- (2) 受注者は、提供された資料等を本事業以外で使用しないこと。また、不要になった場合には速やかに返却すること。
- (3) 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までには全て廃棄すること。

第2 業務要求水準

1 業務の基本方針

(1) 施工計画の妥当性

- ア 本事業で求める事業開始時期に合わせ、確実に運用が可能となる確実性、妥当性の高い施工計画とする。
- イ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築し、統一的な品質管理体制となるよう配慮する。

(2) 環境負荷低減への配慮

- ア 消費電力量を削減し、ランニングコストの軽減や環境負荷の低減に貢献する機器を選定すること。
- イ 二酸化炭素排出量の削減に配慮すること。

(3) その他

上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な環境を確保するための配慮を行う。

2 基本事項

(1) 本事業の対象となる防犯灯の種類

- ア 一斉更新防犯灯：ESCO 事業開始時に、町内会、自治会が維持管理する防犯灯を市へ移管し、一斉にLED 化工事を行ったもの。
- イ ESCO 事業期間
増加防犯灯：ESCO 事業期間中に、町内会、自治会から移管を受けたLED を更新済の防犯灯並びに新設及び寄附を受けた防犯灯。
- ウ 新設防犯灯：町内会、自治会から要望を受け、別途委託契約により新規設置を行うもの。
- エ 寄附防犯灯：開発行為等にて原因者負担で本市が指定する仕様により新設され、本市に寄附されるもの。
- オ 移管防犯灯：町内会・自治会、商店街から移管要望を受け、市の要件に適合し、移管を完了したもの。

(2) 事業設計に係る基本条件 令和8年3月31日現在

最終的な基本条件となる灯数設定については、ESCO 事業終了時点を想定し、事業者と協議の上決定する。

ア 灯具更新・専用柱点検・維持管理対象灯数

(ア) 全体灯数 (灯)

一斉更新防犯灯	49,931
ESCO 事業期間増加防犯灯	20,300
合計	70,231

(イ) 内訳 (灯)

種類	電柱付 (東京電力・NTT)	専用柱付
10Wまで	6,741	944
10W～20Wまで	52,004	5,897
20W～40Wまで	3,339	1,306
小計	62,084	8,147
合計	70,231	

イ 事業期間中の想定増加灯数

(ア) 新設防犯灯 (灯)

	電柱付 (東京電力・NTT)	専用柱付
年間	140	10
小計	1,400	100
合計	1,500	

(イ) 寄附防犯灯

年間 60 灯、10 年間の合計で 600 灯を想定

(ウ) 移管防犯灯

a 町内会・自治会分

10 年間の合計で 3,450 灯を想定

※本市が把握する灯数約 6,900 灯のうち、現状想定する見込み灯数。今後移管を可とする条件を満たした防犯灯から順次本事業に移管を行う想定のため、年間の移管灯数の設定は行わない。

b 商店街分

10 年間の合計で 1,500 灯を想定

※本市が把握する灯数約 6,600 灯のうち、現状想定する見込み灯数。今後移管を可とする条件を満たした防犯灯から順次本事業に移管を行う想定のため、年間の移管灯数の設定は行わない。

ウ 事業期間中の撤去・移設対応灯数

(ア) 撤去 (灯)

	電柱付 (東京電力・NTT)	専用柱付
年間	80	60
小計	800	600
合計	1,400	

(イ) 移設 (灯)

	電柱付 (東京電力・NTT)	専用柱付
年間	65	10
小計	650	100
合計	750	

(ウ) 専用柱建替

年間 50 灯、10 年間の合計で 500 灯を想定

(エ) 通報受付対応 (灯具不点灯交換、防犯灯設備修繕、照度変更等)

年間 350 灯、10 年間の合計で 3,500 灯を想定

(オ) 緊急対応 (専用柱倒壊、電線ショート等)

年間 50 灯、10 年間の合計で 500 灯を想定

(3) 実施体制

事業者は、業務を遂行するにあたっては、建設業法第 26 条第 1 項に規定する監理技術者を配置し、施工業務着手前に本市に提出して承認を得る。

なお、業務の履行期間中において、その者が監理技術者として著しく不相当と発注者がみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じる。

(4) 業務実施にあたっての協議

ア 業務の実施にあたっては、本市と協議の上、行う。協議の方法、頻度などの詳細については事業者の提案による。

イ 本市との協議内容については、書面 (業務打合せ記録) に記録し、相互に確認する。

(5) 施工計画の変更

本市は、必要がある場合、事業者に対し施工計画の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等は協議により定める。

3 業務範囲

本事業は、以下の業務を行うこととする。

- (1) 防犯灯設備等の設置及び維持管理に係る計画策定・施工・施工管理
- (2) 防犯灯管理システムの構築・ESCO 事業データ移行・データ更新
- (3) 防犯灯管理プレートの設置
- (4) 防犯灯の灯具更新（一斉更新防犯灯の灯具寿命に伴う分割更新及びESCO 事業期間増加防犯灯の分割更新）
- (5) 専用柱の定期点検、劣化による建替え
- (6) 現地調査
- (7) 防犯灯設備等（新規設置防犯灯設備（別委託）等を含む）の維持管理・保証
- (8) 通報受付
- (9) 緊急対応
- (10) 防犯灯設備等の撤去・運搬・リサイクル・廃棄処分
- (11) 電力契約照合・電力契約申込（移管・新設・寄附増加分含む）
- (12) 道路（河川）占用等設置許可申請、電柱添架申請等（移管防犯灯分）
- (13) 契約終了後の防犯灯設備等の所有権の帰属及び円滑な業務引継ぎに関する契約の履行
- (14) その他

4 各業務内容における要求水準

業務 1	防犯灯設備等の設置及び維持管理に係る計画策定・施工・施工管理
内容	関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守し、近隣住民、交通、作業者の安全配慮を踏まえた施工計画の策定及び施工・施工管理の実施。
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCO 事業完了期日までに、確実に本事業の運用開始が可能となる確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とすること。 ・契約締結後、防犯灯の灯具及び専用柱の仕様提案書、施工計画書を速やかに作成し、本市の承認を受けること。 ・業務 4 の防犯灯の分割更新分に係る施工計画については、別途本市が指定する市内工事事業者への説明会を契約締結後に行うこと。 ・工事計画の優先順位は、既設の防犯灯で故障が発生した箇所、その他、本市が優先と判断した箇所の順とする。 ・施工にあたっての安全管理については、本市と十分に協議を行い、施工計画書に反映させること。 ・施工に必要な足場について、その設置に伴う費用等は事業者が負担すること。また、事前に設置期間や設置方法等について、本市と調整の上、施工計画書に反映させること。 ・既設防犯灯灯具等の撤去後の処分方法について、施工計画書に反映させること。 ・市は必要がある場合、事業者に対し施工計画の変更を要求することが

できる。この場合の手続き及び費用負担等は協議により定める。

- ・安全管理に必要な措置については、事業者の負担にて行うこと。また、施工に伴い発生した防犯灯等設備の不具合や事故についても、事業者の負担にて行うこと。
- ・施工に伴う近隣の生活環境への影響について十分配慮すること。
- ・環境負荷の低減に配慮し、廃棄物の削減を図ること。
- ・本市との連絡体制を含めた施工管理体制を明確にし、施工会社の選定、使用機材の受け渡し、道路及び河川等の使用許可の申請等の施工準備段階より、着工から竣工の各工程にわたって、関係各社と綿密な調整を図ること。
- ・業務実施にあたり必要な官公署への申請又は届出の有無・時期などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。また、事業者の責任において、適切に許可申請、届出を実施すること。
- ・既存の建物や設備機器、配管等への影響に十分配慮すること。
- ・工事表示板及び建設業法等に規定されている現場標識を公衆の見やすい場所に掲示すること。
- ・工事関係車両を極力少なくし、関係者の車両等の通行の妨げにならないように配慮すること。
- ・工事期間中、歩行者や一般通行車両等の事故を防ぐため、交通誘導員を適切に配置し、安全に誘導を行うこと。
- ・工事期間中に周辺住民や通行者が工事箇所や危険箇所等に立ち入ったり、近づいたりしないよう事前に周知徹底するとともに、現場での注意・指導を行うこと。
- ・事業者は、工事期間中常に工事記録を整備すること。
- ・工事の施工にあたっては、既存の建物や配線等の設備機器、配管等への影響を十分調査して行うものとし、万一、既存の建物・設備等を損傷させた場合は、速やかに本市に報告するとともに、復旧を行うものとする。なお、当該費用はすべて受注者の負担とする。
- ・狭隘道路で作業を行う場合は、梯子での作業を行い、通行止めを極力回避すること。やむを得ず通行止めを行う場合は、警察署へ通行止めの許可を取り、近隣住民に対して通行止めの周知を行うこと。
- ・通学路では、原則として通学時間帯での工事を避けると共に、交通量の多い交差点付近においては、誘導員を増員するなど、安全面に細心の注意を払った上で工事を行うこと。
- ・故障を起きにくくするため、配線の接続工事は圧着接続とする。
- ・不適切な施工を防止するために、圧着用スリーブは口径を統一し、圧着工具もスリーブに合わせた適切なものを使用するよう徹底すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・接続部のテープ処理は、絶縁性、耐久性、防水性の優れた自己癒着テープを使用すること。 ・現場作業日・作業時間は、原則として次によるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 休日は原則作業を行わないこととするが、専用柱の倒壊等市民の日常生活に支障となる緊急対応については事前に本市に報告を行うこととする。 2 騒音・振動を伴う作業は、原則午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこととする。しかし、緊急対応やその他の事由により、上記で決定した作業時間を超えて作業を行う場合は、本市の了解を得たうえで作業を行うこと。 ・受注者は、施工業務の完了にあたって、品質管理のためのチェックリスト（あらかじめ発注者との協議によって事業者が作成する。）に基づき、自主的に施工状況や調整の結果等の内容を検査し、その結果を報告すること。 ・事故、火災、緊急時への対応について、本市を含めた緊急連絡体制を整えること。 ・本市及び警察署等関係行政機関からの指示・指導事項を遵守し、安全及び作業品質の確保に万全を期すること。 ・完了検査は、原則として次によるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、工事完了後速やかに自主検査を実施する。 2 事業者は、上記1の自主検査がすべての施工箇所ですべての施工箇所完了後、本市の検査員による完了検査を受けるものとする。 3 本市は、必要に応じて事業者の自主検査等に立ち会うことができることとする。 ・施工中は、「第1 総則4適用基準等」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努めること。 ・工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。 ・気象予報または警報等には常に注意を払い、災害の防止に努める。 ・敷地内での喫煙を禁止する。
--	--

業務2	防犯灯管理システムの構築・ESCO 事業データ移行・データ更新
内容	1 日本測地系若しくは世界測地系データに基づくデジタルマップに、東電契約情報と現地調査の整合の結果を反映させたいうで、防犯灯設備の把握・管理及びデータの更新が容易にできる防犯灯管理システムをクラウド型のシステムで構築

	<p>2 契約期間中における防犯灯データの定期的更新作業</p> <p>3 上記1・2により作成された最新の防犯灯管理システムデータの報告及び納入</p>
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯管理システム上で管理する必要項目は以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 位置情報（町内会等の団体名称、管理番号、東電引込柱番号、NTT柱番号） 2 設置年月日、設置場所、移設年月日、現行設置場所、目標 3 設置概要（灯具仕様、柱形状、施工者名等） 4 電力契約情報（店所番号、契約名義、お客さま番号、請求番号、契約種別、契約W数、契約灯数、引込状況等） 5 修繕及び移設等記録（作業年月日、作業内容、施工者名等） 6 その他（見取図、防犯灯写真等） ・防犯灯管理システムの仕様を示すこと。 ・操作マニュアルを作成の上、本市に提出すること。 ・管理するデータ内容及び地図データの様式等を示すこと。 ・本事業契約締結後から本事業維持管理開始までに、現ESCO事業のシステムデータを移管、防犯灯管理システムを構築し、期限内に遅滞なく納入すること。 ・道路拡幅や開発等により変更が生じた電柱位置情報及び道路、建物形状を把握できる地図データであること。 ・新設、移設、撤去、修繕等、本市の依頼及び市民等からコールセンターへ通報により対応した施工内容については、施工結果を都度システムに反映させること。 ・本事業契約終了後、システムデータを使用する権利は、本市に無償譲渡すること。 ・システムデータは、次期事業への移行を見据え、汎用性のあるデータ形式とすること。

業務3	防犯灯管理プレートの設置
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務2により作成する防犯灯データをもとに、地区の区分及び管理番号を表記したプレートを設置する。 2 本事業契約期間中において、新設する防犯灯（以下「新設分」という）、町内会等から移管した防犯灯（以下「町内会移管分」という）、商店街等から移管した防犯灯（以下「商店街移管分」という）、開発業者等から寄附を受けた防犯灯（以下「寄附分」という）についても、プレートを設置すること。
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・使用するプレートは、紫外線などによる耐候性能について、JIS A 1415（2013年）での試験をクリアしており、錆の発生がないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・プレートの刻字は、刻字機等により彫刻する方法とし、劣化がほとんどなく、文字の視認が容易であること。 ・歩行者の目視の容易な位置に設置すること。 ・明らかに地上から確認しにくい等、視認が損なわれる場合には、本市と協議の上、位置調整を行うこと。
--	---

業務 4	防犯灯の灯具更新(一斉更新防犯灯の灯具寿命に伴う分割更新及び ESCO 事業期間増加防犯灯の分割更新)
内容	<p>1 ESCO 事業開始時に一斉に LED 化した防犯灯の灯具寿命に伴う分割更新を行う(以下「分割更新分」という)。対象灯数は「2 基本事項(2)ア(ア)」の表のとおりとし、分割更新時期は事業開始から3年程度、対象範囲は3地区に分割することを想定しているが、詳細については本市との協議により決定することとする。</p> <p>2 ESCO 事業期間増加防犯灯(以下「既設分」という)について、本市と協議の上、事業4年目以降の更新計画を策定し、灯具寿命に伴う計画更新を実施する。対象灯数も「2 事業概要(7)ア」の表のとおりとする。</p>
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・業務1に定める要求水準を遵守し、施工すること。 ・施工する際に維持管理や事故対応等で既に灯具交換がなされ、灯具更新の必要がないと判断される場合は本市に報告すること。 ・分割更新期間中に更新予定以外の本事業維持管理防犯灯の破損、球切れ等が発生した場合は、更新計画に関わらず、当該箇所の施工を優先的に実施すること。 ・防犯灯の自動点滅器が近隣の照明(ネオンサイン等)に照らされ、更新工事後に通常通り点灯しないことが判明した箇所については、外付けの自動点滅器を別の場所に設置する等の対策案を提案するとともに、本市と協議を行うこと。 ・施工後に過照明による光害苦情が発生した場合は、遮光ルーバーなど光害対策機器を設置すること。 ・必要に応じて、農作物への影響を考慮した耕作障害(稲作)専用灯具の設置を行うこと。 ・正確な工事監理を行うため、現場事務所を市内3箇所(南部、中部、北部)に設置すること。 ・現場事務所では資機材の保管や灯具の撤去により回収した廃棄物の一次保管場所とするため、必要スペースを確保できる立地条件に配慮して設置すること。 ・現場事務所には現場代理人を常駐させ、施工会社との情報を密に行うこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容1について、以下のとおり工期管理を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 本事業維持管理開始後の令和9年4月1日から令和12年3月31日までに更新工事を完了させるよう工期を管理すること。 2 工区ごとに作業班を分散投入し、工事渋滞等周辺への影響を抑え、工事が均等に進むよう工期を管理すること。 3 各作業班の工程進捗状況は、現場事務所にて随時チェックし、一定以上遅延した作業班については、工程調整班を投入すること。 4 事業者が定例会等を開催し、施工会社による工事の進捗状況を確認すること。
--	--

業務5	専用柱の定期点検、劣化による建替え
内容	<p>防犯灯の専用柱について、経年劣化確認のための定期点検調査を行う。対象灯数は「2 基本事項(2)ア(ア)」の表のとおりとし、事業開始当初に1回目の点検を実施、その5年後(6年目)に2回目の再点検実施を想定する。実施方法については、全専用柱を目視及びテストハンマーで調査し、劣化状況が悪い専用柱については専用機器を用いた詳細調査を行う。その後調査状況の管理を適正に行い、市に提出することとする。</p>
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・専用柱の定期点検実施計画書を作成し、本市に提出後、本市と事業者にて協議を行うこと。 ・定期点検で調査する項目は以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 専用柱の種別(以下の種別を記録すること。) <ol style="list-style-type: none"> (1) 鋼管ポール柱 (2) 金属柱 (3) コンクリート柱 (4) 木柱 (5) その他 2 劣化状況(以下の状態を記録すること。) <ol style="list-style-type: none"> (1) 錆び (2) 亀裂・穴 (3) 傾き (4) へこみ (5) 基礎の損傷 3 防犯灯管理システムに登録されている専用柱設置位置の整合 ・劣化箇所の撮影、劣化度合いを5段階にランク付けした劣化判定リストを作成すること。 ・劣化判定リストにおいて、5段階のランクのうち、劣化状況が悪い上位2段階の専用柱については、専用機器を用いた詳細調査を行い、詳

	<p>細調査結果報告書を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細調査結果報告書を基に、本市と事業者で協議を行い、専用柱の建替え、移設、撤去の対応及び施工必要時期について、施工計画を作成すること。 ・定期点検実施時に現地で専用柱の存在が確認できない、防犯灯管理システムに登録されている設置位置にズレが生じている場合、本市に報告するとともに、本市と協議の上、状況に応じて電気契約の解約及び防犯灯管理システムに反映させること。
--	--

業務 6	現地調査
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内会・商店街等が移管を希望する防犯灯の位置（所在地、引込柱、器具種別、灯数、消費電力など管理上必要となる各種情報の調査）及び移管可否（LED 灯具が設置されているか、専用柱の強度・劣化状況や灯具の破損状況等、移管しても問題ないか）の調査 2 市民からの通報又は本市からの依頼に基づき状況確認が必要と考えられる防犯灯の調査 3 業務 2 - 1 において全灯調査を実施する場合の調査
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・業務期間中における手戻りが発生しないよう、移管受入れ工事施工前に事前調査を適切に実施し、本市と十分協議すること。 ・事前調査を行うにあたり、本市に事前に連絡すること。 ・事前調査により、本市移管受入れ及びその後の維持管理に支障をきたす状況が想定された場合は、事業者は本市に報告し協議を行うこと。 ・事前調査において、防犯灯灯具の位置、引込柱、灯具種別、灯数、消費電力等、管理上必要となる各種情報を把握すること。 ・事前調査において、LED 灯具が設置されているか、専用柱の劣化状況や灯具の破損状況、移管しても問題ないか等の移管可否を判定後、本市に報告し協議を行うこと。 ・商店街灯の調査において、装飾物等の付帯物が全て撤去されており、落下リスクがないこと、維持管理上支障のない位置に LED 灯具が設置されていること、専用柱の強度が維持管理上問題ないことについて十分に確認を行うこと。

業務 7	防犯灯設備等（新規設置防犯灯設備（別委託）等を含む）の維持管理・保証
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、本市からの修繕依頼に基づき、防犯灯設備等の調査・修繕を行う。 2 分割更新分、新設分、既設分、町内会移管分、商店街移管分、寄附

	<p>分の防犯灯は管理システムに反映し、契約終了まで維持管理を行う。</p> <p>3 事業者は、防犯灯に関する本市からの連絡（撤去・移設）などを受け付け、これに基づき対応作業を実施し、防犯灯管理システムデータを更新する。また、上記1の修繕結果についても同様とする。</p>
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性が担保できない専用柱に設置された防犯灯で、近接する電柱へ移設可能な場合は、専用柱を撤去したうえで当該電柱へ移設することとし、電柱がない場合は専用柱の建て替えを行った上で防犯灯を設置すること。 ・事業者は防犯灯設備等の修繕の実施結果及び維持管理状況を定期的に本市に報告すること。本市は維持管理が計画通りでなく若しくは不十分であると認められるときは事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。 ・事業者は、防犯灯設備等について、自己の負担で動産総合保険に加入すること。但し、加入する保険の種類、内容は本市と協議のうえ定めるものとする。 ・動産総合保険の対象範囲を次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 保険対象 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、且つ急激な事故によって生じた障害 2 保険対象外 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市ないし清掃・近接樹木の伐採・除雪など本市の依頼による作業者の責による損害 (2) 地震、噴火及びこれらの起因する津波による損害 (3) 戦争、暴動、変乱による損害 (4) その他上記1以外で、事業者の責に因らない損害 ・本事業契約期間中に発生した灯具性能不良や施工瑕疵については、無償で対応すること。

業務8	通報受付
内容	<p>事業者は、市民等からの連絡受付のための専用電話回線を備えたコールセンターを設置し、24時間365日市民等からの防犯灯設備の修繕依頼等を受け付けること。</p>
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・土、日、祝日であっても、留守番電話による対応はせず、オペレーターの直接対応とすること。 ・市民等からの通報があった場合、通報者、通報者の連絡先、発生場所、状況などを的確に確認すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・通報内容が灯具の故障に伴う不点灯や緊急対応以外の本市が調整し、対応すべき内容である場合は本市へ即時引継ぎを行うこと。 ・受付業務は、通報内容に関わらず、利用者の理解を得られるよう誠実かつ丁寧に対応を行わなくてはならない。 ・コールセンターで受付を行った、本市及び市民等からの防犯灯に関する対応内容、修繕対応履歴等の情報全てをシステムに登録、反映させること。 ・上記の登録内容を基に、受付内容や修繕対応履歴等の実績（月次・年次）について定期的に本市に報告を行うこと。
--	--

業務 9	緊急対応
内容	修繕については依頼を受けた日から起算して、原則3日以内に実施する。ただし、緊急的に初期対応が必要な場合（倒壊した専用柱が道を塞いでいるとき等）は、速やかに応急的な対応作業を実施する。
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・専用柱の倒壊の危険により、他人の所有物への損害または人的被害を発生させる恐れがある、既に倒壊した専用柱が道路を塞いでいる等、本市及び市民等から緊急的な初期対応が必要な通報があった場合に備え、即時的な対応が可能な体制を整えること。 ・緊急対応必要箇所について、速やかに現況を確認し、一般の通行に支障を及ぼさないよう、必要箇所の応急措置または補修などを行うこと。 ・緊急対応により応急措置を行った場合、同日または近日中には補修対応まで終了させること。 ・緊急対応により応急措置及び補修を行った際に生じる費用は、下記損害の原因により事業者ないし本市が負担することとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者が費用を負担する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防犯灯設備等の製品としての不具合による故障 (2) 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、且つ急激な事故によって生じた障害 2 本市が費用を負担する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市ないし清掃・近接樹木の伐採・除雪など本市の依頼による作業者の責による損害 (2) 地震、噴火及びこれらの起因する津波による損害 (3) 戦争、暴動、変乱による損害 (4) その他上記・1つ目以外で、事業者の責に因らない損害 ・対応結果について本市に対し、遅滞なく報告を行うこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・常時 100 灯程度の予備品をストックし、速やかな修繕対応を行うことができる体制を整えること。 ・本事業契約期間中に故障交換等のために必要となる灯具数をあらかじめ想定し、施工前に一括購入する等、灯具購入費用の削減を図ること。
--	--

業務 10	防犯灯設備等の撤去・運搬・リサイクル・廃棄処分
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工及び施工管理の実施 2 撤去した設備（灯具本体、グローブ、防犯灯専用柱、根巻コンクリート等）については、環境保護の観点から再利用を原則とし、撤去品ごとにリサイクルの具体的な方法についても報告を実施
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の一連の処理では、市民に対し環境面、景観面で不快感を与えないよう配慮すること。 ・既存防犯灯設備等の撤去によって生じた廃棄物は、原則としてリサイクルを行い、現場事務所敷地内の回収コンテナに一時保管し、金属、プラスチック、コンクリート殻等に分別処理すること。 ・周辺環境への配慮、運搬車両の CO2 排出削減及び運搬コスト削減の観点から、現場事務所からの車両搬出回数を極力少なくするよう、原則として回収コンテナが満杯となってから廃棄物を搬出すること。 ・産業廃棄物処理にあたっては、神奈川県より産業廃棄物収集運搬・処分を認可されている川崎市内の産業廃棄物処理業者へ委託すること。

業務 11	電力契約照合・電力契約申込（移管・新設・寄附増加分含む）
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力会社と緊密な連携のもと、町内会・商店街等が移管を希望する防犯灯に関わる電力契約の調査、照合、現地調査結果の突合 2 電力契約と町内会・商店街等が移管を希望する防犯灯との数量相違の把握・整合（防犯灯設備があつて電力契約がないもの、電力契約があつて防犯灯設備がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。） 3 防犯灯の移管に伴う契約変更申込及び電力会社に対する町内会・商店街等から本市への名義変更申込、上記 1・2 で把握した契約相違に係る新設又は減設申込
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・電気契約の調査結果について、本事業への移管が可能な契約かどうか、移管が不可と判断される理由について、報告書を本市に提出すること。 ・電気契約に対し、数量相違の把握・整合を行った際に疑義が生じた防

	<p>犯灯については、必要に応じて本市と電力会社との協議に参加するとともに、本市からの依頼に基づき、可能な限りで調査を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査等が終了し、本市に移管が可能になった防犯灯から順次、電力会社への契約変更申請を行うこと。申請漏れが発覚した際の電気料金請求については事業者の負担により支出を行うこと。 ・本事業期間において別委託により新設した防犯灯及び開発事業者等からの寄付による増加分についても、契約相違に係る新設又は減設申込を行うこと。
--	--

業務 12	道路（河川）占有等設置許可申請、電柱添架申請等（移管防犯灯分）
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路又は河川区域内における防犯灯の設置等に係る許可申請 2 契約期間中における上記1の更新申請 3 民間所有の施設における防犯灯の設置等に係る許可申請
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・道路または河川に設置される防犯灯について、本市と調整の上、道路法第32条及び35条、河川法第24条及び26条等の定めに従い、申請を行うこと。 ・上記申請に係る現地調査（現地写真撮影、測量、境界杭の確認等）を実施すること。 ・民間所有施設設置の防犯灯に係る申請について、必要に応じて本市及び所有者との協議の上、申請を行うこと。

業務 13	契約終了後の防犯灯設備等の所有権の帰属及び円滑な業務引継ぎに関する契約の履行
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 包括管理サービス終了後の事業者が設置した防犯灯設備等の所有権の帰属については、契約に基づき履行すること。 2 令和19年3月31日の契約期間終了に伴う次期受託者への業務引継ぎを円滑に行うこと。
要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容記載事項を遵守するとともに、予め本市と協議の上、所有権を明確化しておくこと。 ・リース契約の場合は契約期間終了後、防犯灯等設備一式を事業者から本市に無償譲渡、リースを含まない場合は本事業契約締結に伴い、本市が所有権を得るものと想定する。 ・令和19年4月1日以降の業務を円滑に行うため、次期受託者に必要事項を漏れなく引き継ぐこととし、引継ぎに必要な期間中は次期受託者と協力して実施すること。 ・業務引継ぎにあたっては、業務の実施にあたり必要となる管理システムからの移行用データの抽出・提供を行うこと。

業務 14	その他
内容	事業者は、既存設備の撤去工事・防犯灯設備等の設置工事及び維持管理において、可能な限り市内の電気工事店（以下「市内工事事業者」という。）の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
要求水準	業務内容記載事項のとおり。

5 モニタリング

本市は、下記の関係書類や会議を通じ、受注者の適正な業務の実施と業務の効果・効率の向上のため、モニタリングを実施する。

(1) 防犯灯管理計画書の提出

事業者は、本業務の実施に当たり、年度ごとの業務実施計画及びモニタリング実施計画について記載した防犯灯管理計画書を作成し、本市に前年度の2月末までに提出の上、承諾を得るものとする。

モニタリング実施計画を基に、各業務において要求水準が達成できていることを確認する。

なお、計画に変更が生じた場合は、適宜修正し、本市に届け出るものとする。

(2) 報告書等の提出

ア 維持管理報告書

事業者は、維持管理報告書を作成し、業務完了届を添付の上、月ごとにまとめて翌月の5日までに本市に提出するものとする。その際、通報受付業務において、コールセンターで受付を行った、本市及び市民等からの防犯灯に関する対応内容、修繕対応履歴、対応した協力事業者等の情報全てをシステムに登録、反映し、その内容も本市に報告を行うこと。

イ 緊急対応報告書

事業者は、上記修繕対応等のうち緊急対応業務として応急措置及び補修対応を行った場合、本市に対し遅滞なく報告書を提出すること。

ウ 本市が実施するモニタリングでは、上記報告書を基に行うことを原則とするが、必要に応じて追加の書類等を求める。また、本市が必要と認める場合は、各業務の実施状況を現地において確認する。

(3) 会議体を通じたの確認

本市と事業者は、必要に応じて会議体を設置する。当分の間、月に1度の開催等を想定するが、会議体の開催方法等の詳細については、契約締結後に本市と事業者の協議の

上、決定する。また、本市又は事業者が必要と認める場合は、随時会議体を設け、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、課題等を確認、共有する。

(4) モニタリング結果に対する措置等

モニタリングの結果、本業務の不履行や要求水準の未達等があると判断した場合には、以下の措置を行う。

ア 改善要求

本市は、本業務の不履行等があることが確認された場合には、事業者に直ちに適切な措置を講じるよう改善要求を行う。その結果、5日以内（ただし、5日目の日が開庁日に当たるときは、その直後の開庁日まで）に改善・復旧がされない場合には、改善勧告を行い、受注者に5日以内（ただし、5日目の日が開庁日に当たるときは、その直後の開庁日まで）に業務改善計画書（以下「改善計画書」という。）の提出を求める。なお、業務不履行のうち、重大な事象については、直ちに改善勧告を行い、事業者に改善計画書の提出を求めるものとする。

事業者は改善策等を記載した改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。事業者が提出した業務改善計画が、業務不履行等の状態を改善・復旧することが可能なものであると認められない場合には、改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

事業者は、承認を得た改善計画書に基づき、改善措置を実施し、5日以内（ただし5日目の日が開庁日に当たるときは、その直後の開庁日まで）にその結果を本市に報告する。ただし、改善期限を過ぎた後も改善・復旧を確認することができない場合には、本市は、再度改善要求を行うことができる。

イ 委託料の減額

事業者は、本市の承認を得た改善計画書に基づき、改善措置を実施する。本市は、改善期限を過ぎた後も改善・復旧を確認することができない場合には、再度改善要求を行い、それにも従わない場合は、業務不履行等が確認される費用項目ごとに委託料の減額を行う。ただし、事業者の責めによらない、やむを得ない原因により、かつ迅速に的確に対応を施したにも関わらず、改善・復旧できない場合には、この限りではない。

ウ 契約解除

事業者が改善措置を講じず今後も改善が見込まれないなど、本市が本業務の履行が困難と判断した場合には、本契約を解除することができる。

第3 防犯灯設備等要求水準

1 LED 防犯灯の性能等

- (1) 公益社団法人日本防犯設備協会が実施する優良防犯機器認定制度 (RBSS) の認定品であること。また、これに相当することが証明できる灯具を製造している国内メーカーより選定すること。双方において電気用品安全法に基づく PSE マークの表示があること。
- (2) 照明器具及び光源 (LED) は未使用品であること。
- (3) 公益社団法人日本防犯設備協会技術標準「SES E1901-4」防犯灯の照度基準に対して、30m間隔で設置した場合にクラス B+を確保すること。
- (4) 自動点滅器が付いていること。
- (5) 入力電圧 100Vに対応できること。(入力電圧 200Vについては個別に協議のうえ対応方法を検討すること。)
- (6) 動作保証温度は -20°C ~ 35°C を満たすこと。
- (7) 入力容量は 40VA 以下であること。

2 その他

- (1) 通常の使用方法において、60,000 時間経過後の光束維持率を 80%以上とすること。
- (2) 積雪があっても自動点滅器が正常に作動すること、又は積雪による自動点滅器への影響があった場合であっても、形状など影響を最小限とする工夫がなされていること。
- (3) 電柱、専用柱などに設置されている防犯灯と置き換えて設置できること。また、外壁等に設置されている場合であっても設置出来るものであること。
- (4) 製品の製造業者は、ISO9001 認証を取得していること。
- (5) 製品に形式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- (6) 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- (7) 防犯灯設備等が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。